

2023年度
堺市商業活性化支援策のご案内

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

目 次

●経営相談

経営一般・創業・税務・経理・事業承継・法律・労務管理・ＩＴ	・・・	1
-------------------------------	-----	---

●補助制度

(1) ハード整備【商業共同施設維持管理等支援事業補助制度】	・・・	2
(2) 電灯料【商店街路灯等電気料金支援事業補助制度】	・・・	3
(3) ソフト事業【商店街等ソフト事業支援事業補助制度】	・・・	4
(4) 空き店舗活用事業【商店街等空き店舗活用支援事業補助制度】	・・・	6

●人材育成・専門家派遣

(1) セミナーの開催	・・・	7
(2) エキスパート派遣による経営力向上支援事業	・・・	7

●融資制度

堺市中小企業融資制度一覧表	・・・	8
---------------	-----	---

●その他

(1) 商業団体の法人化	・・・	10
(2) 小売店舗の新設及び変更の手続き	・・・	12
(3) 自社の情報発信	・・・	15

●商業活性化支援機関一覧

・・・	16
-----	----

●経営相談

堺商工会議所において、中小企業診断士・税理士・弁護士・社会保険労務士等の専門家による無料の経営相談を行っております。

○各月の開催日程については「広報さかい」に掲載しております。

相 談 内 容	予約	日 時	
経営一般	一	月～金曜日	9時～17時15分
創業	必要	毎週火・水曜日	13時～16時
税務・経理 事業承継	必要	第1・第3火曜日 第2・第4木曜日 第3金曜日	13時～16時
法律	必要	第2・第4水曜日 第3水曜日(奇数月のみ) ※祝日の場合は翌日	13時～16時
労務管理	必要	第2・第4水曜日 第3火曜日 第1火曜日(奇数月のみ)	13時～16時
IT	必要	専門家と日程調整の上、要相談	

※諸事情により、一部日程を変更する場合がありますので、HP等で事前にご確認ください。

お問い合わせ先	堺商工会議所（経営支援課） TEL 258-5503
---------	-------------------------------

●補助制度

(1) ハード整備【商業共同施設維持管理等支援事業補助制度】

この制度は、商店街・小売市場等の商業団体が商業振興上有益な共同施設を設置又は補修する場合に、支援するものです。

対象団体	<p>①商店街 ・商店街振興組合 ・事業協同組合 ・20 店舗以上で組織されているもの</p> <p>②小売市場 (大阪府知事の許可を受けたもの)</p> <p>③卸売業団体 (事業協同組合及び中小卸売商業団体)</p>
補助額	<p>補助対象経費(共同施設設置等に要した工事費)の ・法人団体 10%以内 (限度額は 300 万円) [ただし、予算の範囲内で] ・任意団体 7%以内 (限度額は 300 万円) [ただし、予算の範囲内で]</p> <p>※補助申請ができるのは対象事業の支払年度のみとし、工事費の総額が 100 万円未満 (防犯対応設備については 50 万円未満、救命設備については 20 万円未満) のものは、 補助対象とはなりません。</p> <p>※救命設備は限度額が 3 万円です。</p>
申請方法	<ul style="list-style-type: none">事業実施 2 週間前までに補助金交付申請書をご提出ください。事業実施後 30 日以内に事業の実績報告書をご提出ください。

■補助対象施設については下表のとおりです。

施設の種類	内 容 等	補修の取扱
街 路 灯	・公衆街路灯（広告灯を除く）	・照明器具全体の取替え ・支柱（ポール）の取替え、補強又は塗装（ランプ、安定器、アクリル化粧板等の取替えを除く）
アーチ	・道路をまたいで上部で接続されているもの ・アーチに設置した装飾電灯及び照明器具	・アーチ部分の全面取替え ・支柱（ポール）の取替え、補強又は塗装 ・装飾電灯及び照明器具全体の取替え
アーケード	・道路の片側又は両側に設けるアーケード ・道路の全面又は大部分を覆うアーケード ・屋根が定着していないアーケードの特例に適合するもの ・アーケードに設置した装飾電灯及び照明器具	・主要構造部分の改修補強工事 ・天幕、ガラス、屋根開閉装置等の補修又は取替え ・塗装 ・装飾電灯及び照明器具全体の取替え
冷 房 施 設	・地域冷房（エアーカーテンを含む） ・市場内冷房（エアーカーテンを含む） (一般顧客を対象とするものに限る)	・クーリングタワー、冷凍機、ダクトの取替え ・冷房施設に伴う受電設備の取替え

施設の種類	内 容 等	補 修 の 取 扱	
カラー舗装	・大理石、人造大理石（テラゾー）タイル、合成樹脂、カラーセメント等による舗装（アスファルト又はポルトランドセメントによる舗装を除く）		
放送施設	・一般緊急放送用 ・BGM用		
公衆便所	・一般顧客を対象とするもの	・全面改修	
防災施設	・消火栓、火災報知設備、漏電警報器及びスプリンクラー等の消防用設備（携帯用消火器を除く）		
駐車（輪）場	・一般顧客が無料で使用でき、舗装を施したもの ・自転車置場		
カウンター (入場客数計数器)	・入場客数を自動的に計算できるもの		
コミュニケーション関連施設	広場もしくはホール ストリートファニチャー	・一般顧客が原則として無料で使用できるもの ・20人以上の収容が可能なもの ・他への賃貸等収益事業に供することを目的としないもの ・当該商業集積の立地等を考慮し、優れた景観の創出及び一般顧客に憩い、やすらぎを提供できる場が創出できるもの ・シンボルモニュメント、時計、カリヨン等ランドマークとなるような核的施設を設置するもの ・高度な意匠性をもつもの	
防犯対応設備	・防犯カメラ等		
救命設備	・AED（自動体外式除細動器）	・耐用年数を経過したAEDの交換	

（2）電灯料【商店街街路灯等電気料金支援事業補助制度】

この制度は、商店街が設置し、維持管理している街路灯等の有効活用に対し支援するものです。

対象団体	商店街 ・商店街振興組合 ・事業協同組合 ・複数の店舗で組織されているもの
対象	①街路灯 ②アーケードに付属する電灯 ③アーチに付属する電灯
補助額	補助対象経費の1/2以内（ただし、予算の範囲内で）
申請時期	毎年1月頃

お問い合わせ先

堺市 地域産業課
TEL 228-8814

(3) ソフト事業【商店街等ソフト事業支援事業補助制度】

この制度は、商店街等が自主的に、安全・安心の推進、環境負荷の低減、地産地消の推進、賑わい創出、キャッシュレス決済の推進、ホームページ等作成など、地域の住民やコミュニティのニーズに応えるために取り組むソフト事業を支援するものです。

対象団体	①商店街 • 商店街振興組合 • 事業協同組合 • 10 店舗以上で組織されているもの ②小売市場 (大阪府知事の許可を受けたもの) ③堺市商店連合会
補助額	補助対象経費の 1/2 以内（限度額は 50 万円）〔ただし、予算の範囲内で〕 ※国の補助金の活用が図られる場合、国の補助額を除いた額が補助対象額となります。 ※③の団体が実施する事業については、限度額について別途規定があります。
申請方法	• 事業実施前までに補助金交付申請書をご提出ください。 • 事業実施後 30 日以内に事業の実績報告書をご提出ください。

■補助対象事業の事業例は下表のとおりです。（参考）

事業例	事業内容
少子・高齢化対応事業	子育て支援、高齢化対応等に関連する事業 (例) 子育て相談、子ども預かり、宅配、御用聞きなど
安全・安心推進事業	商店街や地域の安全・安心に寄与する事業 (例) 防犯・AED 等講習会、防犯・防災パトロール活動、安全・安心啓発キャンペーンなど
環境対応事業	環境対応やリサイクル促進等に関連する事業 (例) エコポイント事業、空き缶・ペットボトル回収、エコバック作成・配布、リサイクルセールなど
地産地消推進事業	農商連携等により地産地消を推進する事業 (例) 地元農家等と連携した朝市など
賑わい創出事業	地域住民の交流促進や、地域の賑わいを創出する事業 (例) 夏祭り、イルミネーション、商店街ツアーノ
地域消費循環促進事業	地域の販売・集客力を向上させる事業 (例) 地域ブランド創出事業、電子マネー活用事業など
その他の事業	地域の住民やコミュニティのニーズに応えるために取り組むソフト事業

■補助対象経費は下表のとおりです。

補助対象経費	説明
会場設営費	会場設営に係る経費 (ステージ設営費、電気工事費など)
会場借上げ料	会場借上げに係る経費
リース・レンタル費	事業の実施に必要な機器のリース・レンタルに係る経費 (テント、ワゴン、音響機器、机、椅子など)
広告宣伝費	事業の広告宣伝に係る経費 (ホームページ作成料、新聞折込料、広告掲載料など)
印刷費	印刷に係る経費 (ポスター、チラシ、パンフレットなど)
通信・運搬費	事業の実施に必要な郵便、運送に係る経費
謝礼金	専門家、講師等の招聘、相談に係る経費
委託費	事業の企画運営等の委託に係る経費 ※事業の全面委託は対象外
消耗品等	事業を行うために必要な物品の購入費 ※販売するための物品、景品類の購入費及び夜店等の材料費は対象外

(注 1) 飲食に係る費用、組合員の用に供される費用は補助の対象となりません。

(注 2) 領収書の金額が 1,000 円未満のものは、補助の対象となりません。

(注 3) 10 万円を超える経費については、申請時に見積書の添付を求めます。

(注 4) 消費税及び地方消費税は補助の対象となりません。

(注 5) 補助額は 100 円未満を切り捨てます。

お問い合わせ先

堺市 地域産業課

TEL 228-8814

(4) 空き店舗活用事業【商店街等空き店舗活用支援事業補助制度】

この制度は、商店街等が主体的に取り組む新規テナント誘致活動や空き店舗等の活用など、買物利便性の向上及び生活環境の充実を図る事業を支援するものです。

対象団体	①商店街 • 商店街振興組合 • 事業協同組合 • 10 店舗以上で組織されているもの ②小売市場（大阪府知事の許可を受けたもの）
申請方法	• 事業実施前までに補助金交付申請書をご提出ください。 • 事業実施後 30 日以内に事業の実績報告書をご提出ください。

■補助対象事業は下表のとおりです。

補助対象事業	事業内容	補助率	補助限度額
新規テナント誘致事業	商店街等が空き店舗等に新規テナントを誘致する新規テナント誘致事業 (例) 新規テナントが行う賃借及び建設・改装工事に対し奨励金を与え、入店を進める事業		
商店街空き店舗等活用事業	商店街等が空き店舗を賃借し、店舗改装や施設設置等を行い実施する空き店舗等活用事業 (例) テナントミックス事業、チャレンジショップ事業、地域コミュニティ施設運営事業など	補助対象 経費の 2/3 以内	200 万円

(注 1) 事業の実施にあたっては地域ニーズ等の調査及び事業効果の予測を行うことを要件とします。

(注 2) 公序良俗に反するテナントは対象外とします。

(注 3) 新規テナントを誘致できなかった等、事業が遂行できなかった場合は対象外となります。

■補助対象経費は下表のとおりです。

補助対象経費	説明
謝礼金	専門家、講師等の招聘、相談に係る経費
委託費	入居者の経営指導等の委託に係る経費
広告宣伝費	テナント募集等の広告宣伝に係る経費 (新聞折込料、新聞・広告掲載料など)
印刷費	印刷に係る経費 (チラシ、パンフレットなど)
賃料	商店街等が空き店舗等を借りる賃借料 ※商店街空き店舗等活用事業のみ。1か月につき 10 万円、6 か月間を上限とし、敷金、礼金、保証金等は対象外。
建設・改装工事費	商店街等が空き地に店舗等を建設する費用、空き店舗等を改装する費用 (天井・壁・床の改裝工事、電気工事、店内造作工事、給排水工事、その他附帯工事) ※事業を行なう上で必要最低限の工事費のみを対象。設備に係る経費は対象外。
リース・レンタル費	事業の実施に必要な機器のリース・レンタルに係る経費 (テント、ワゴン、音響機器、机、椅子など)
出店奨励に係る経費	テナントが支出する賃借料及び建設・改裝工事費に対し、商店街等が支援する費用 ※新規テナント誘致事業のみ。おおむね 6 か月以上の入居を条件。

(注 1) 飲食に係る費用、組合員の用に供される費用は補助の対象となりません。

(注 2) 領収書の金額が 1,000 円未満のものは、補助の対象となりません。

(注 3) 10 万円を超える経費については、申請時に見積書の添付を求めます。

(注 4) 新規テナントに奨励金を与える場合は、新規テナントが行う賃借に係る契約書、請求書、領収書の写し及び建築・改裝工事に係る請求書、領収書の写し等の添付を求めます。

(注 5) 消費税及び地方消費税は補助の対象となりません。

(注 6) 補助額は 100 円未満を切り捨てます。

●人材育成・専門家派遣

(1) セミナーの開催

中小企業の経営者、管理者、技術者等の人材育成を支援します。

＜令和5年度開催予定＞

開催予定セミナー	内容
知的財産セミナー	知的財産の活用により企業の経営力の向上を図ることを目的としたセミナー
産業技術セミナー	高度な産業技術及び新製品・新技術の開発等に対応できる人材を育成するためのセミナー
中小企業経営学舎	中小企業の将来を担う次世代への人材育成として、企業にイノベーションを起こすことのできるリーダーを育てることを目的とした、経営者としての基盤をつくる人間力と、応用的な知識・スキルをバランスよく習得できる、実践的なセミナー

※詳細な開催日につきましては、堺市産業振興センターまでお問い合わせください。

(2) エキスパート派遣による経営力向上支援事業

堺市内の商店街組合・事業者・創業者等の経営・技術課題などについて、中小企業診断士等のエキスパートを事業所へ派遣し、課題解決のためのアドバイス等を行います。

登録エキスパート	中小企業診断士、公認会計士、技術士、税理士、弁理士、社会保険労務士、商業施設士、情報処理技術者 等
対象	商店街組合、事業者、創業者等 ・堺市内に事務所を置いて1年以内に創業される方で創業について具体的な計画をお持ちの方 ・中小企業基本法の「中小企業」(会社又は個人)に該当される方で、経営の向上を目指す意欲ある事業者で堺市内に事業所がある方
負担金・派遣回数	10,000円(消費税込)/回(1テーマ6回程度 事前ヒアリング・実施提案までは無料)

お問い合わせ先	公益財団法人堺市産業振興センター(経営支援課) TEL 255-6700
---------	---

●融資制度 堺市中小企業融資制度一覧表

«大阪信用保証協会保証付き融資»(無担保で金融機関が行う融資に保証を行うタイプです。)

融資メニュー	融資対象者	資金使途
堺市中小企業振興資金融資 (無担保) ＜市町村連携型＞	堺市内の原則として同一場所で 6 か月以上引き続き事業を営んでいる小規模企業者で下記の全てに該当する方 ①決算及び確定申告を行っている方 ②具体的な事業計画を有している方 ③金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④融資を受けた後の保証協会の保証に係る借入金の残額が 2,000 万円以下の方	運転資金 設備資金
堺市中小企業設備投資応援資金融資 (無担保) ＜市町村連携型＞	大阪府内において事業を営んでいる中小企業者で、堺市内で設備投資を行う下記の全てに該当する方 ①決算及び確定申告を行っている方 ②具体的な事業計画を有している方 ③金融機関等による融資後のサポートを受けることが可能な方 ④融資を受けた後の保証協会の保証に係る借入金の残額が 8,000 万円以下の方	設備資金 設備資金 に付随する 運転資金

«堺市産業振興センター保証付き融資»

(有担保で金融機関が行う融資に保証を行うタイプです。保証料負担なく利用できる融資もあります。)

堺市中小企業活力強化資金融資 (有担保)	(1) 堺市内又は堺市外において、原則として同一場所で 6 か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、堺市内で設備投資を行う方	設備資金
	(2)(1)に加え、下記のいずれかに該当する方 ①中小企業庁の BCP 基本・中級・上級コースのいずれかを策定し、これらに基づき、自然災害発生時に業務を継続するための設備投資を行う方 ②成長産業分野(環境エネルギー・産業分野・健康医療産業分野・IoT/IT 産業分野)や IoT/IT 技術の導入、DX 推進にかかる設備投資を行う方 ③堺市の地場産業を営む事業者(自転車又は自転車部分品の製造を行う事業者・刃物の製造を行う事業者・敷物の製造を行う事業者・線香の製造を行う事業者・昆布の加工を行う事業者・織維の染色又はさらしを行う事業者)で当該製品の製造又は加工のための設備投資を行う方	
	(3) 堺市内の原則として同一場所で 6 か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者で、下記のいずれかに該当する方 ①今年度及び前年度において、堺市企業成長促進補助金の認定を受けた方 ②今年度及び前年度において、堺市女性雇用促進等職場環境整備支援事業補助金の交付決定を受けた方 ③就職困難者の雇用促進及び労働環境の向上に積極的な方(堺市 HP に具体的な要件を掲載しています)	運転資金 設備資金
堺市創業者支援資金融資 (有担保)	(1) 堺市内において新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、又は事業開始後 6 か月未満の方、もしくは、堺市の特定創業支援等事業による支援を受けた創業から 2 年未満の方	運転資金 設備資金
	(2) 堺市内の泉北ニュータウン又は中百舌鳥エリア(堺市 HP に具体的な場所を掲載しています)で新たに事業を営むため必要な準備を行っている方、又は当該 2 地区のいずれかで事業開始後 6 か月未満の方	
	(3)(1)に加え、下記に該当する方 成長産業分野(環境エネルギー・産業分野・健康医療産業分野・IoT/IT 産業分野)や IoT/IT 技術の導入にかかる設備投資を行う方	設備資金
堺市経営安定特別資金融資 (有担保)	堺市内の原則として同一場所で 6 か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者、又はさかい新事業創造センター(S-Cube)に入居している中小企業者で下記のいずれかに該当する方 ①最近 3 か月、6 か月、又は 12 か月の平均売上高が前年、又は前々年同期より減少している方 ②最近 3 か月、又は直近決算期の平均売上総利益率、又は平均営業利益率が前年、又は前々年同期より減少している方 ③適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、新たな資金調達に支障を来している方 ④適切な事業計画を有し、事業多角化、又は事業転換を行う方	運転資金 設備資金
堺市中小企業振興資金融資 (有担保)	堺市内の原則として同一場所で 6 か月以上引き続き事業を営んでいる中小企業者	運転資金 設備資金

«他の融資»(組合向け融資で、商工中金堺支店で受け付けています。)

堺市中小企業協同組合振興資金融資	中小企業等協同組合、商工組合その他商工中金の融資対象となる組合であって、堺市内に事務所、又は事業所を有する中小企業者	運転資金 設備資金 転貸資金
------------------	--	----------------------

お問い合わせ先

公益財団法人堺市産業振興センター(金融支援課)
TEL 255-8484

融資金額	貸付利率	融資期間	信用保証料	担保	連帯保証人	受付場所
2,000万円以内	年1.5%	7年以内	大阪信用保証協会所定	不要	原則として、法人代表者以外は不要	堺市産業振興センター又は取扱金融機関 ※1
8,000万円以内	年1.2%以下の取扱金融機関所定金利より▲0.1%	10年以内	大阪信用保証協会所定 ※2	不要	原則として、法人代表者以外は不要	取扱金融機関 ※1

※1 一部金融機関ではお取り扱いがない場合もございます。

※2 DX・カーボンニュートラルに関する資金については割引対象になります。

5,000万円以内	年1.4%	10年以内	<ul style="list-style-type: none"> ■原則、保証料の負担なし（堺市が負担します） ■特別料率（別表） 	必要（不動産又は有価証券）	原則として、法人代表者以外は不要	堺市産業振興センター			
	年1.0%								
2,000万円以内 但し、総資金の4/5以内 (総資金の1/5以上の自己資金が必要です)	年1.3%	運転資金5年以内 設備資金7年以内	<ul style="list-style-type: none"> ■原則、保証料の負担なし（堺市が負担します） ■特別料率（別表） 						
	年1.0%								
5,000万円以内	年1.3% 但し、事業承継資金として利用する場合、年1.0%	10年以内	<ul style="list-style-type: none"> ■事業承継資金として利用する場合、原則保証料の負担なし（堺市が負担します） ■特別料率（別表） 						
5,000万円以内	年1.5%	運転資金5年以内 設備資金7年以内	基本料率（別表）						

1組合：5億円以内 1構成員：1億円以内 ▲0.6%	長期 プライム レートより ▲0.6%	運転資金5年以内 設備資金7年以内	—	商工中金所定による	商工中金 堺支店
----------------------------------	---------------------------	----------------------	---	-----------	-------------

★貸付利率等は金融情勢により変動しますので、お申込み時にご確認ください。所定の信用保証料、不動産担保等が必要です。

保証料率	堺市産業振興センター	保証合計額	500万円以下	1,000万円以下	1,000万円超
		基本料率	年0.75%	年0.95%	年1.15%
		特別料率	年0.50%	年0.70%	

●その他

(1) 商業団体の法人化

現在、商店街を取り巻く環境は大きく変化し、従来よりも商店街のまちづくりや事業活動を効率的に行う必要が高まっています。商店街の効率的な運営を図る方法として商店街に法人格を付与する方法があります。

法人格をもつ商店街へ移行することにより、組合員の権利義務や組織目標の明確化が図られ、環境整備事業（アーケード、街路灯等）の一層の推進、共同ソフト事業（環境対応事業、少子・高齢化対応事業等）の積極的な実施などの効果が期待できます。

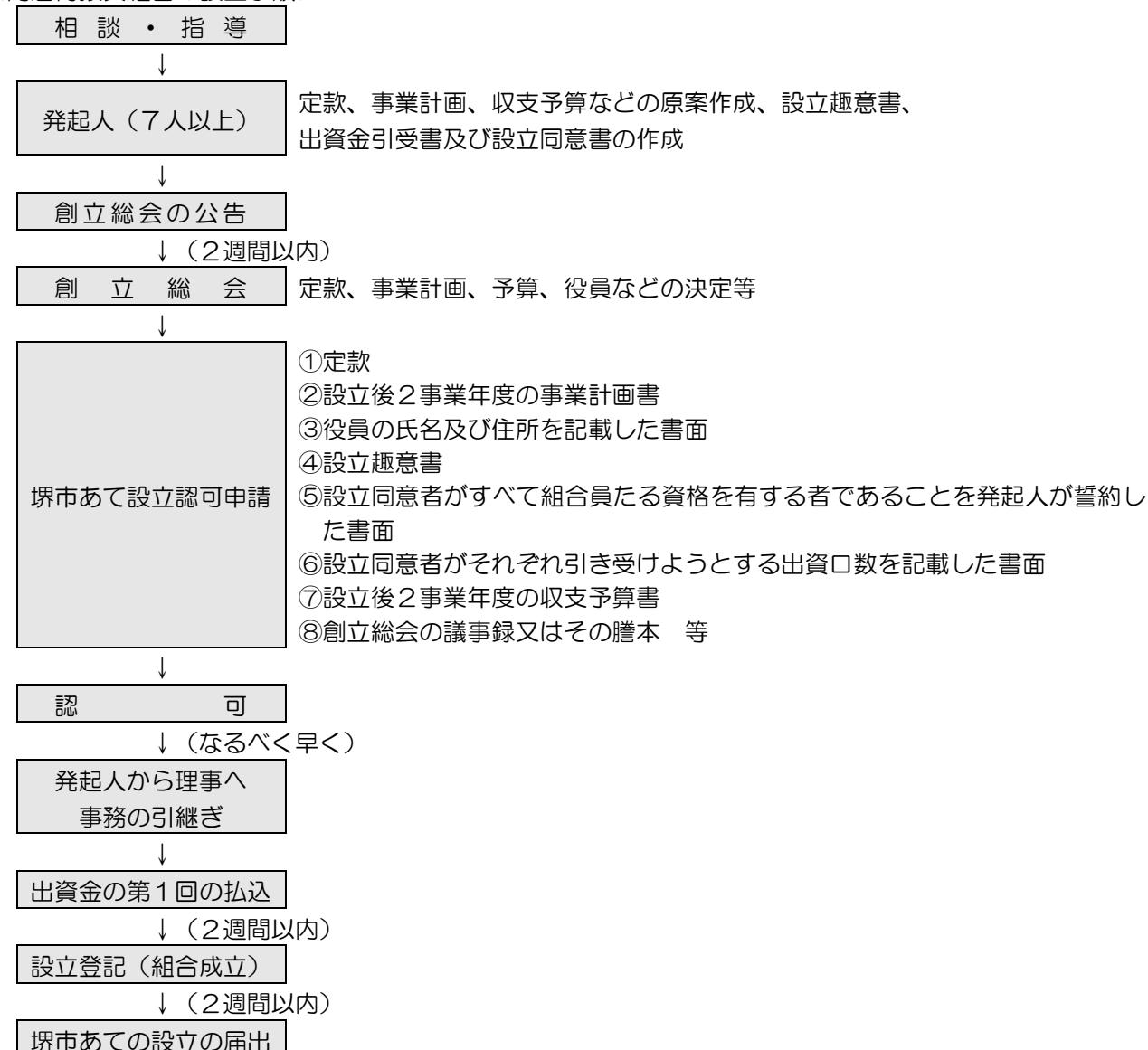
また、その他にも法人格を保有するため、金融機関等への信用力の向上及び大阪府内や全国の商店街の情報が迅速に入手できるなどのメリットがあります。

＜商店街振興組合の設立要件＞

下記の3つの要件を満たしているとき、発起人7人以上の設立手続きによって設立できます。

- 1 小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人以上が近接し、原則市の区域で商店街が形成されていること
- 2 他の商店街振興組合の地区と重複しないこと
- 3 組合員たる資格を有する者の三分の二以上が組合員となり、かつ、総組合員の三分の一以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であること

＜商店街振興組合の設立手順＞



＜参考＞事業協同組合と商店街振興組合の制度比較表

	事業協同組合	商店街振興組合
根拠法律	中小企業等協同組合法	商店街振興組合法
事業	<ul style="list-style-type: none"> ・組合員の事業に関する共同施設の設置 ※1 ・組合員に対する事業資金の貸付及び組合員のためにするその借り入れ ・組合員の事業に関する経営及び技術の改善、向上、又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施策など 	<ul style="list-style-type: none"> ・街路灯、アーケード、駐輪場、物品預かり所、休憩所等組合員及び一般公衆の利便を図るために共同施設の設置 ・組合員に対する事業資金の貸付及び組合員のためにするその借り入れ ・組合員の事業に関する経営及び技術の改善、向上、又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供に関する施策など
設立要件	4人以上の事業者	組合の地区内において、組合員たる資格を有する者の3分の2以上が組合員となり、かつ、組合員の2分の1以上が小売商業又はサービス業に属する事業を営む者であること ※2
組合員資格	定款で定める地区内の商業、サービス業、小売業などの小規模事業者	定款で定める地区内で小売商業又はサービス業などを営む者、定款で定めたときは、これ以外の者も組合員になれる。 ただし、構成要件を満たしていること
発起人の数	4人以上	7人以上
組合員の責任	出資額が限度	
加入・脱退	自由	
1組合員の出資限度額	25%	
議決権・役員選挙権	平等（1人1票）	
組合事業の員外利用制限	20%以下	
剰余金の配当	利用分量配当又は年10%までの出資に応じた配当	

※1 事業協同組合の共同施設事業は、組合員の事業に関するものであれば、ほとんどの事業が実施できる概念である。
アーケード、共同駐車場、街路灯など環境整備事業も本事業によって行うことができる。

※2 商店街振興組合の地区は、次のように規定されている。

- ①小売商業又はサービス業に属する事業を営む者の30人が近接し、原則市の区域で商店街が形成されていること
- ②2以上の都府県の区域にまたがらないこと
- ③その地区が、他の振興組合の地区と重複するものではないこと

お問い合わせ先

堺市 地域産業課
TEL 228-8814

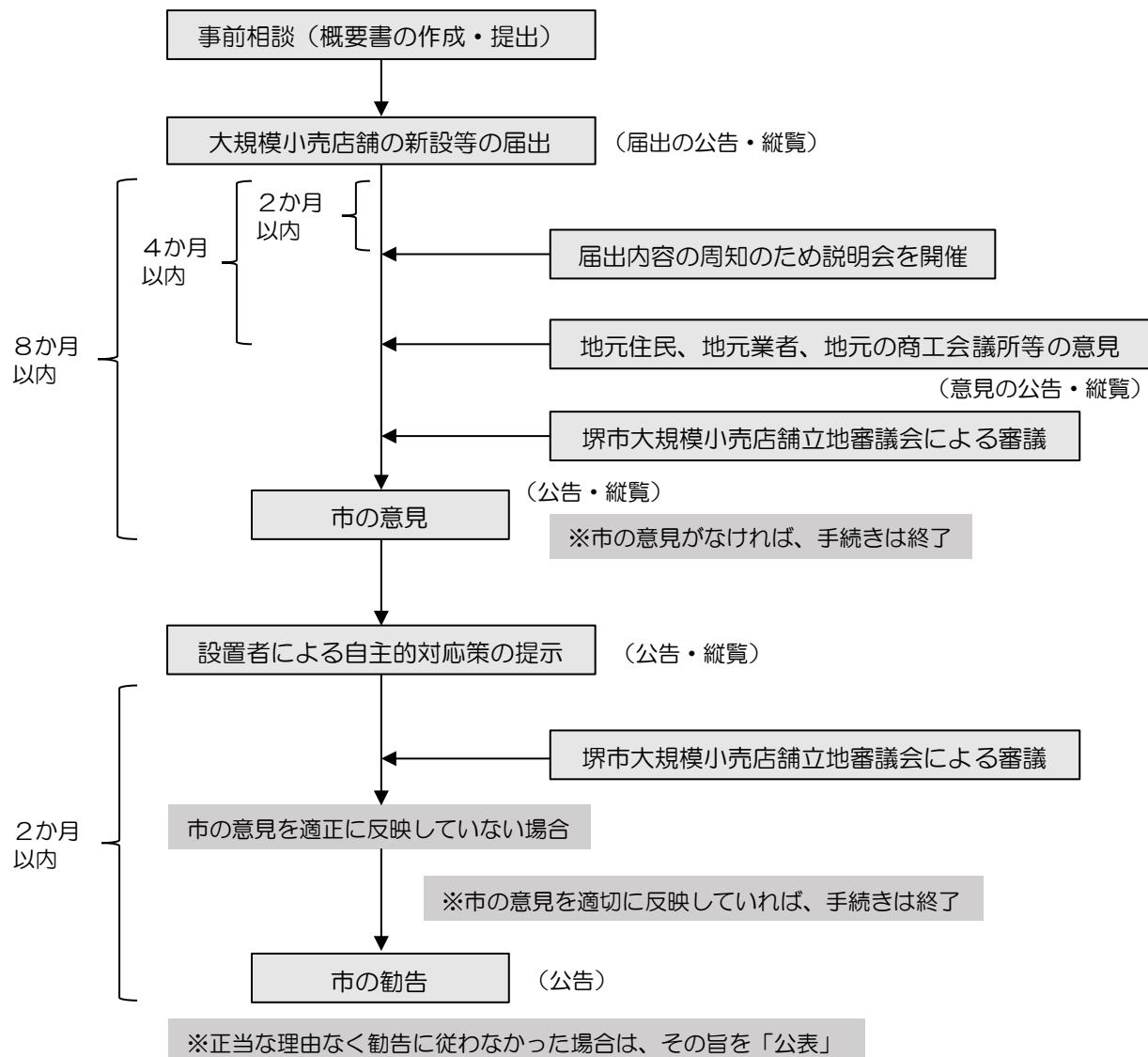
(2) 小売店舗の新設及び変更の手続き

①大規模小売店舗の届出

大規模小売店舗の出店等に際しては、その周辺地域の生活環境の保持のため、「大規模小売店舗立地法」に基づく届出が必要です。

対象となる店舗	大規模小売店舗（建物全体の店舗面積の合計が1,000m ² を超えるもの）
届出が必要となる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗を新設する場合 ・すでに営業している大規模小売店舗の名称及び所在地、大規模小売店舗の設置者及び小売業者の氏名、名称、住所及び代表者氏名を変更した場合 ・すでに営業している大規模小売店舗の店舗面積の合計、施設の配置及び運営方法を変更する場合 ・大規模小売店舗を廃止（店舗面積を1,000m²以下にする場合を含む）する場合 ・譲渡、相続、合併又は分割により大規模小売店舗を承継した場合

<参考>大規模小売店舗立地法に基づく届出の基本的な手続きの流れ



※正当な理由なく勧告に従わなかった場合は、その旨を「公表」

②地域貢献活動（計画）書の提出

大規模小売店舗立地法の配慮事項の指針に基づき、大型店の社会的責任としての地域貢献活動の自主的かつ積極的な実施及びその取組に対する地域住民の理解・参加を促進するため、立地法届出者又は小売業者に対し、大規模小売店舗立地法の届出時等に地域貢献活動（計画）書の提出を任意で求めています。提出された内容は本市のホームページに掲載しています。

対象となる店舗	大規模小売店舗（建物全体の店舗面積の合計が1,000m ² を超えるもの）
地域貢献活動 項目例	<ul style="list-style-type: none">・地域経済活動団体等の活動への参加、連携促進に関すること・地域経済循環の促進への協力に関すること・地域活性化やまちづくりへの寄与に関すること・地域防犯、防災対策への協力支援に関すること・地域環境との共生の活動促進に関すること・店舗撤退時の対策に関すること

③中規模小売店舗の届出

中規模小売店舗の出店に対し、「堺市中規模小売店舗の設置に関する要綱」に基づき店舗の設置に関する情報の把握に努めています。

対象となる店舗	中規模小売店舗（店舗面積の合計が300m ² 以上1,000m ² 以下のもの）
届出が必要となる場合	中規模小売店舗を新設する場合
届出の時期	<ul style="list-style-type: none">・開発許可を要する場合・・・開発許可申請時・建築確認を要する場合・・・建築確認申請時・上記のいずれの申請も要しない場合・・・対象となる建物が商業施設となる前

④特定商業施設における適正な事業活動に関する指針（ガイドライン）

平成 16 年 4 月、大型商業施設における適正な事業活動の推進に関する基本事項を定めた「堺市特定商業施設における適正な事業活動の推進に関する条例」を制定するとともに、11 月には同条例の運用指針（ガイドライン）を策定し、都市計画法上の用途地域ごとに「立地区分」を定め、「店舗面積」に応じた「閉店時刻」の上限を設け、大型商業施設に対し、立地に応じた適正な事業活動を求めています。

＜特定商業施設における適正な事業活動の基準＞

立地区分		住居系地区	混在型地区	近隣型商業地区	商業集積地区	特定地区
用途地域等		・第 1 種中高層 住居専用地域 ・第 2 種中高層 住居専用地域	・第 1 種住居地域 ・第 2 種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・市街化調整区域	近隣商業地域	商業地域	・中心市街地活性化基本計画区域 ・都市再生緊急整備地域
店舗面積・閉店時刻	~500 m ²	特に定めない	22 時まで	特に定めない	特に定めない	特に定めない
	~1,000 m ²					
	~2,000 m ²	23 時まで		23 時まで		
	2,000 m ² 超			24 時まで		

お問い合わせ先	堺市 地域産業課 TEL 228-8814
---------	--------------------------

(3) 自社の情報発信

堺市内企業のオープンデータポータルサイト『さかしる』に登録すると、自社の情報発信や他社が公開している情報の閲覧とあわせて、自社に合った行政からの支援情報を受け取ることができます。

・『さかしる』について

国が公開している企業のオープンデータ（※1）をもとに、堺市内に本店等を構える約2万4千社（※2）の法人企業情報を掲載し、市内企業が自ら情報を入力することも可能となる、オープンデータポータルサイトです。

『さかしる』に登録できる企業の要件	<ul style="list-style-type: none">・堺市に本店等を登記している法人企業（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）※記載以外の法人の方は別途ご相談下さい。・堺市に本店等登記は無くても、主たる事業所を堺市内に持つ法人企業（同上）についても、登録（ページ登録には時間を要します）が可能となりますので、ご希望の際は（公財）堺市産業振興センター（下記お問合先）までご相談ください。 <p>※登録前に当センターとして堺市内に主たる事業所を置いていることを確認させていただきます。確認内容により（主たる事業所と認められない等）登録ができない場合がありますことを予めご了承ください。</p>
-------------------	--

（※1）国や地方公共団体・事業者が公開したデータで、「誰もが利用（加工・編集・再配布等）できること」「営利・非営利に関わらず二次利用が可能であること」「機械判読できること」「無償で利用できること」といった条件が定められたものです。国では、法人基本3情報（法人番号、企業名、本店登記住所）をはじめとする企業情報をオープンデータとして公開しています。

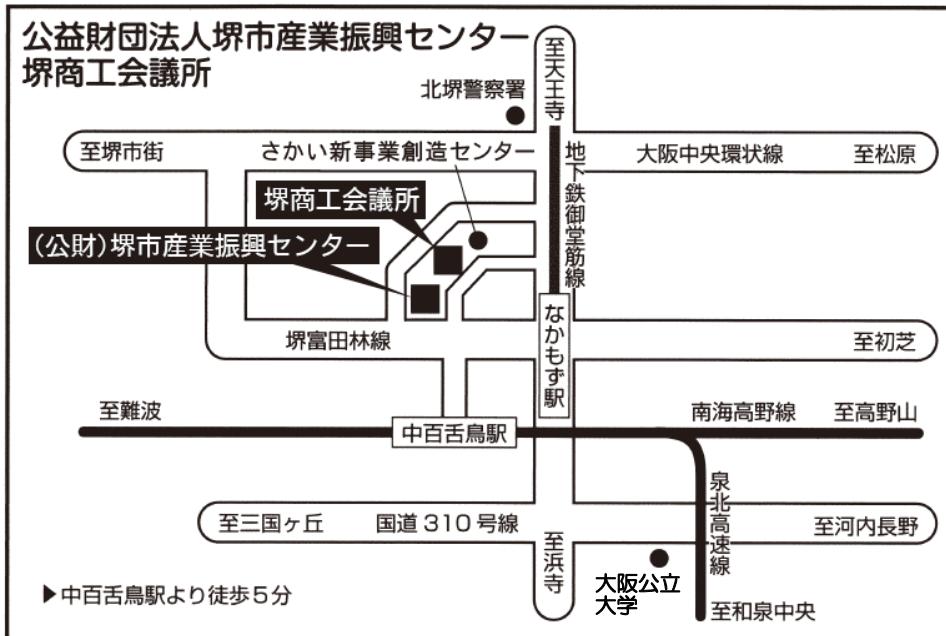
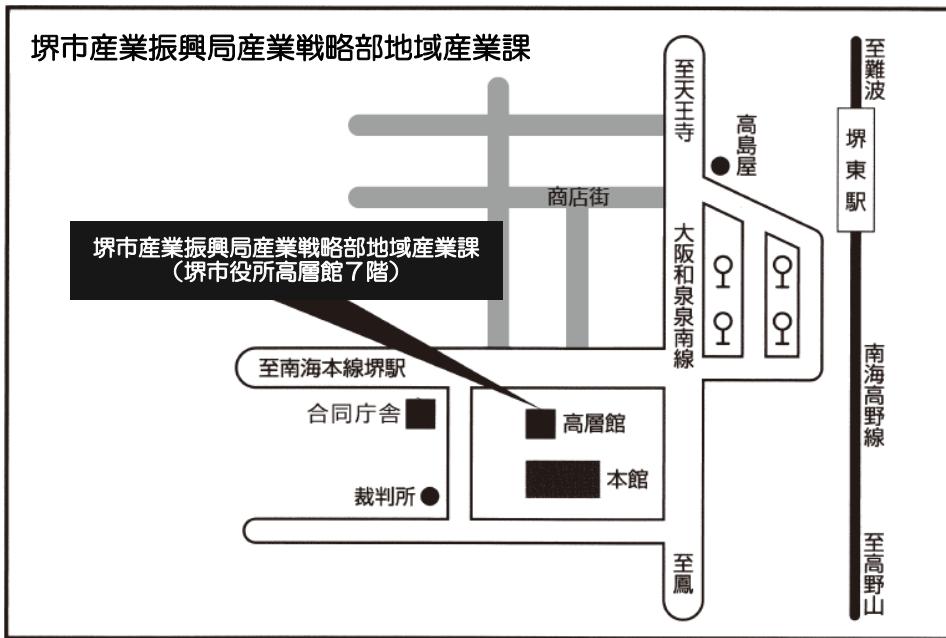
（※2）国税庁法人番号公表サイトで公表されている、堺市に本店等を登記している法人企業（株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、合同会社）の総数。

『さかしる』ホームページはこちら ⇒  (URL : <https://sakacil.com/>)

お問い合わせ先	公益財団法人堺市産業振興センター（経営支援課） TEL 255-6700
---------	---

●商業活性化支援機関一覧

	相談窓口	所在地	連絡先等
堺市	堺市産業振興局 産業戦略部地域産業課	〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階	TEL 072-228-8814 FAX 072-228-8816 MAIL chisan@city.sakai.lg.jp URL https://www.city.sakai.lg.jp/shisei/gaiyo/annai/gyoseikiko/sangyo/shoko/tikisangyo.html
	公益財団法人 堺市産業振興センター	〒591-8025 堺市北区長曾根町 183番地5	TEL 072-255-6700（経営支援課） 072-255-8484（金融支援課） FAX 072-255-1185（経営支援課） 072-255-5162（金融支援課） URL https://www.sakai-ipc.jp/
大阪府	大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課	〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1丁目14番16号 咲洲庁舎25階	TEL 06-6210-9496 FAX 06-6210-9505 URL https://www.pref.osaka.lg.jp/
国	近畿経済産業局産業部 流通・サービス産業課	〒540-8535 大阪市中央区大手前 1丁目5番44号	TEL 06-6966-6025 FAX 06-6966-6084 URL https://www.kansai.meti.go.jp/
商工会議所	堺商工会議所	〒591-8502 堺市北区長曾根町 130番地23	TEL 072-258-5581 代表 FAX 072-258-5580 URL https://sakaicci.or.jp/



すべての人が対等にその個性と能力を十分に発揮できる環境整備を

性別や年齢にかかわらず、すべての人が心豊かな生活を送るためにには、ライフスタイルや能力に応じた多様な働き方を促進するとともに、あらゆる就業形態において能力を十分発揮できる環境整備を進めていくことが不可欠です。

「男女雇用機会均等法」や「労働基準法」、「育児・介護休業法」の趣旨を理解していただき、あらゆる就業形態において能力を十分発揮できる環境整備に、一層の努力をお願いします。

障害者の雇用の場を広げるのはあなたです

近年障害者の勤労意欲が急速に高まる中、雇用状況は改善されつつありますが、まだ十分とはいえません。

障害者の就労の促進は、事業主・労働者をはじめ市民全員が障害者雇用に関する社会連帯の理念についての理解を深め、皆が協力しあって初めて進展するものです。

どうか一人でも多くの障害者に働く機会がありますよう一層の努力をお願いします。

この御案内に関する問い合わせは

堺市 産業振興局 産業戦略部 地域産業課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 高層館7階

TEL. 072-228-8814 FAX. 072-228-8816

メールアドレス chisan@city.sakai.lg.jp

堺市ホームページ <https://www.city.sakai.lg.jp/>